

# 「まなび応援団」

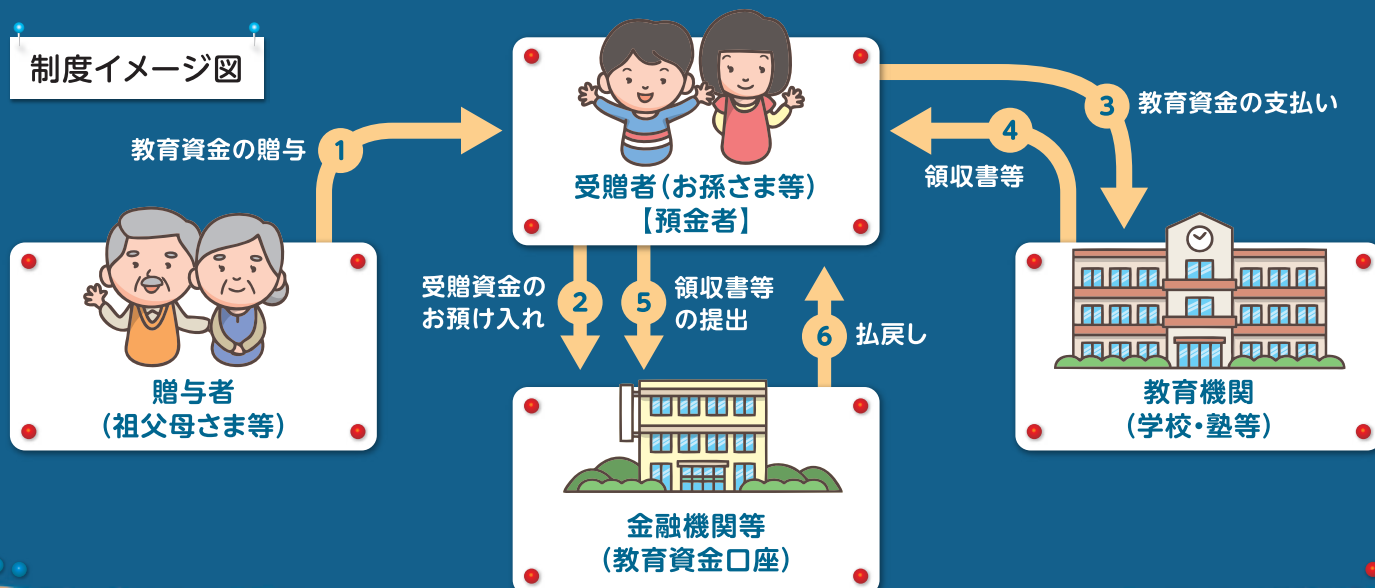
「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けるための口座です。

平成27年12月31日までにお孫さま等へ教育資金(最大1,500万円まで)を一括贈与される場合の贈与税が対象となります。

## 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」って?

祖父母さま等(贈与者)が、お孫さま等(受贈者)名義で開設された金融機関の口座等に対して、教育資金を一括して拠出した場合に、この資金について、お孫さま等ごとに贈与税が1,500万円まで非課税となる制度です。

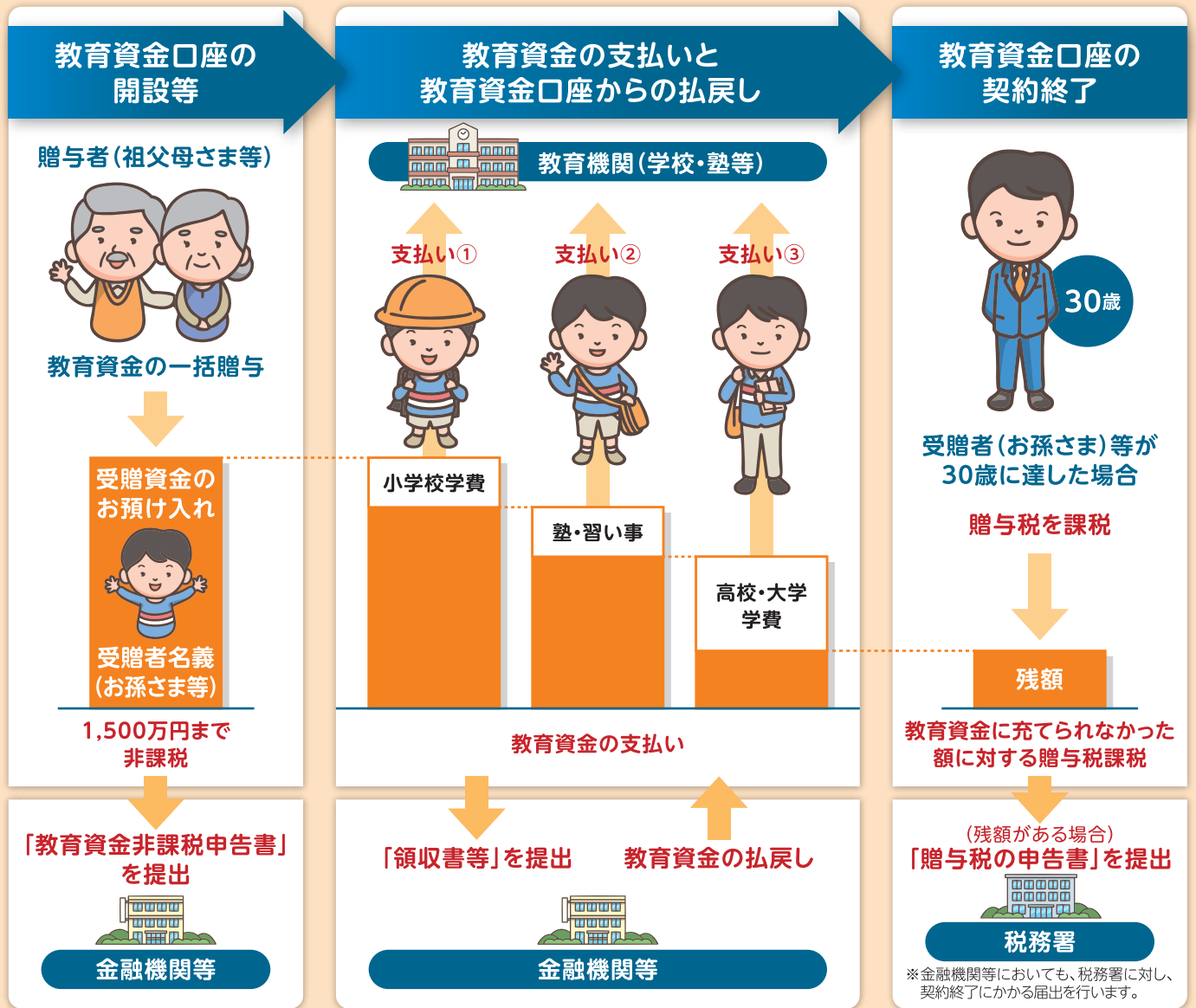
### 制度イメージ図



## 制度のポイント

- ポイント 1** お孫さま等が、祖父母さま等より教育資金として贈与された資金を、お孫さま等名義の金融機関の口座に預け入れられた場合、実際に教育資金として支払われた資金(お孫さま等ひとりあたり**最大1,500万円**まで)が**非課税**となります。
- ポイント 2** 教育資金のうち**学校等以外の学習塾や習い事等の費用**については、上記1,500万円の範囲内で**最大500万円まで非課税**となります。
- ポイント 3** お孫さま等が**30歳**になるまでの教育資金(学費や入学金等)が対象となります。
- ポイント 4** 非課税措置は、平成25年4月1日から**平成27年12月31日**までの**贈与**が対象となります。(贈与契約後2ヵ月以内にお預け入れいただく必要があります。)
- ポイント 5** 非課税措置を受けるためには、教育資金に充当したことを証明する**領収書等を金融機関に提出**する必要があります。  
※教育資金口座にお預け入れいただいた日以降に支払われた教育資金が非課税対象となります。

## ● 制度の流れ



## ● 教育資金の範囲

領収書等が発行されることが必須となります。

### 1 学校等に直接支払う教育資金

※ 学校等・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)等

(例) 入学金、授業料、入園料、保育料、学校給食費、学校等を通じて購入する学用品費・教科書費、修学旅行費、PTA会費等

上限1,500万円  
が非課税

### 2 学習塾や習い事など、学校等以外の者に直接支払う教育資金

(例) 学習塾費、水泳教室費、学校等が指定した業者等からの学用品・教科書・制服等の購入費等

上記1,500万円のうち  
上限500万円が非課税

**ちなみに...** 扶養義務者からの生活費または教育費の贈与で、通常必要と認められるものについては、必要な都度直接これらの用に充てるものに限り、贈与税は課税されません。

**Q** この制度を利用できるのはだれですか？

**A** 直系尊属\*である祖父母さま等から教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお孫さま等がご利用いただけます。(伯父さまから甥御さまへの贈与等は対象となりません。)

※直系尊属とは、たとえば贈与を受ける方(受贈者)の父母・祖父母・曾祖父母をいいます。

**Q** 1,500万円は一度に贈与しなければならぬのですか？

**A** 非課税限度額の1,500万円以内であれば、複数回に分けて贈与することも可能です。

**Q** 贈与する子や孫が複数いる場合は、何人まで適用となりますか？

**A** お孫さま等おひとりにつき、1,500万円までが非課税限度額です。

たとえば、お孫さまがおふたりいらっしゃる場合は、合計3,000万円まで非課税で贈与することができます。

**Q** 父方、母方の祖父母等、複数の贈与者から贈与を受けることは可能ですか？

**A** お孫さま等おひとりにつき1,500万円の非課税限度額内であれば、複数の方から贈与を受けることは可能です。

**Q** 教育資金口座に預け入れる前に支払った教育資金についても、「教育資金の非課税措置」の対象となりますか？

**A** 教育資金口座にお預け入れ後に支払った教育資金のみが非課税対象となります。

**Q** 祖父母(贈与者)が遠隔地に住んでいるので、窓口に行くことができないのですが、受贈者(および親権者)のみの来店でも口座開設はできますか？

**A** 可能です。ただし、口座開設に先立ち、事前に祖父母さま等とお孫さま等との間で、書面により贈与の契約をしていただく必要があります。(「贈与契約書」の書式は店頭にご用意しております。) 契約書の締結後2ヵ月以内に贈与資金を教育資金口座にお預け入れいただく必要があります。

**Q** 教育資金の支払いはどのように証明すればよいですか？

**A** 教育資金として利用されたことを確認する領収書等を、当金庫にご提出いただく必要があります。

**Q** 祖父母が途中で払戻すことはできますか？

**A** 教育資金口座に預け入れされた資金は、お孫さま等への贈与となるため、祖父母さま等が途中で払戻すことはできません。

**Q** 教育資金として使われなかった残額については課税されますか？

**A** お孫さま等が30歳に達した日に贈与があったものとみなして、30歳に達した年に贈与税が課税されます。

**Q** 30歳になった後も、この口座を引き続き利用することはできますか？

**A** お孫さま等が30歳に達した日をもって契約終了となります。あらかじめご了承ください。

## 商品概要

お預け入れいただける方	30歳未満の個人のお客さまで、 曾祖父母、祖父母、父母など直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた方
お取扱い期間	《口座開設》平成25年7月22日～平成27年12月31日 《お預け入れ》平成25年7月22日～平成27年12月31日 《払戻し》お預け入れいただいた方が30歳に達する日の前日まで等
ご預金の種類	普通預金 ※「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けるための口座です。
お預け入れ金額	1円以上1,500万円以内(1円単位) ●追加預入により累積1,500万円までお預け入れが可能です。
当初のお手続き(お預け入れ方法)	●贈与者(祖父母さま等)と受贈者(お孫さま等)の間で書面により贈与契約を締結していただき、締結後2ヵ月以内にお預け入れいただく資金が対象になります。 ●教育資金口座の開設にあたっては、所定の申告書(教育資金非課税申告書)を提出いただきます。 《お手続きに必要な書類》 ○贈与者(祖父母さま等)と受贈者(お孫さま等)の <u>関係が確認できる書類</u> …戸籍謄本(抄本)または住民票の原本 ○受贈者(お孫さま等)の本人確認書類 …保険証、運転免許証等 ※受贈者が未成年の場合、代理人として親権者にお手続きいただくこととなります。 代理人がお手続きされる場合、代理人の本人確認書類も必要となります。 ●お預け入れいただけるのは窓口のみとなります。
非課税対象となる費用	①学校等に直接支払う教育資金 (例)入学金、授業料、入園料、保育料、学校給食費、学校等を通じて購入する学用品費・教科書費、修学旅行費、PTA会費等 ②学習塾や習い事など、学校等以外の者に直接支払う教育資金 (例)学習塾費、水泳教室費、学校が指定した業者等からの学用品・教科書・制服等の購入費等
払戻し方法	●本預金の払戻しは、教育資金の支払いに限定されます。 ●非課税措置が適用となるためには、学校等からの領収書等をご提出いただきます。 ※ご提出いただく領収書等は、口座開設日以降、支払日から1年以内のものに限ります。 ※領収書等の提出がない払戻しや教育資金目的以外の払戻しは、課税対象となります。 ●払戻しいただけるのは、窓口のみとなります。(キャッシュカードの発行は行いません。) ●契約終了時に、お預け入れ金額から教育資金としての払戻金額を差し引いた残額に対し、贈与税が課税されます。
契約の終了	●本預金はお預け入れいただいた方が30歳に達した日をもって契約終了となります。
適用利率	普通預金店頭表示利率
口座管理手数料	無料
税金	利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優のご利用も可能です。
その他	●教育資金口座の開設は、受贈者おひとりにつき1口座です。(1金融機関1店舗) 当金庫で教育資金口座を開設された場合、他の金融機関で教育資金口座の開設はできません。 ●口座振替のお取扱いはできません。 ●本商品は、預金保険制度の対象商品です。 ●税務上の取扱い等の詳細については、専門の税理士等へお問い合わせください。

(平成25年7月22日現在)

詳しくは、お近くのしまなみ信用金庫各支店窓口または涉外担当者までお問い合わせください。